

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市宮城野区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮城県に在住する障害者の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行い、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 障害者のスポーツ活動の奨励振興事業
- 2 各種障害者スポーツ大会の開催と協力事業
- 3 障害者のスポーツに関する理解啓発事業
- 4 障害者の健康の保持増進とスポーツに関する調査研究事業
- 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な関連事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- 1 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - 2 賛助会員：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費等に関する規定に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議のに基づき、その会員を除名することができる。

- 1 この法人の定款その他の規則に違反したとき
 - 2 この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - 3 その他、除名すべき正当な事由があるとき
- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- 3 総ての正会員が同意したとき
- 4 当該会員が死亡したとき、又は団体が解散したとき
- 5 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条又は第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の各事項について決議する。

- 1 会員の除名
- 2 理事及び監事の選任又は解任
- 3 理事及び監事の報酬等に関する規程並びにその額
- 4 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- 5 事業報告・貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 6 定款の変更

7 解散及び残余財産の処分

8 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、定時総会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総ての正会員の3分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、理事長は、総会の日1週間（社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは2週間）前までに、正会員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名又は1団体につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総ての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総ての正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 会員の除名
- 2 役員解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 4名以上10名以内
- 2 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。理事長以外の理事のうち1名以上3名以内を副理事長として置くことができる。

3 第2項の理事長をもって一般法上の代表理事とする。

(役員 の 選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、一般法第65条第1項に該当する者は、理事及び監事となることはできない。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副理事長は理事長が指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事は職員を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は職員その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、総会において別に定める報酬等の支給の規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 1 常勤の役員
- 2 非常勤の役員のうち、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められる者
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。なお、その額については、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 1 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 2 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 3 この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 この法人は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、若干名の顧問及び参与を置くことができる

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が任期を定めて委嘱する。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び参与は、理事長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とするただし、費用を弁償することができる。
- 5 理事会は、正当な理由に基づき、顧問及び参与の推薦を取り消すことができる。この場合、理事長は委嘱を解除しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定

- 2 理事の職務の執行の監督
 - 3 理事長の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。
- 1 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2 多額の借財
 - 3 重要な職員の選任及び解任
 - 4 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5 一般法第90条第4項第5号に定める体制の整備
 - 6 第29条の責任の免除

(開 催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月の2回開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第40条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 財産目録に記載する財産
- 2 事業年度内における次に掲げる収入
 - 1 会費
 - 2 寄附金品
 - 3 事業に伴う収入
 - 4 財産から生じる収入
 - 5 その他の収入

(財産の管理及び運用)

第41条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める「財産管理規程」によるものとする。

- 2 この法人の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(会計原則等)

第42条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「財務会計規程」によるものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会で承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、書類の承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表

- 4 正味財産増減計算書
 - 5 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - 6 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 1 監査報告
 - 2 理事及び監事の名簿
 - 3 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 4 運営組織及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第46条 この法人は剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第47条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において総ての正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第49条 この法人は、総会において、総ての正会員の議決権の3分の2以上の議決、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

第10章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の選任及び解任は、理事長が行う。また、重要な職員の選任及び解任については、理事長が理事会の承認を得て、これを行う。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 主たる事務所に常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

1 第44条第1項に定める帳簿及び書類

2 第45条第1項及び第2項に定める帳簿及び書類

3 その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び定款の定めによるほか、第54条第2項に定める情報公開要綱によるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める個人情報の保護に関する規程等による。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な基本的事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第59条 この法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりである。

理事 小玉 一彦, 高橋 伸二, 齋藤 元, 佐藤 剛, 坂本 勝之, 佐藤 敬広,
渡邊 明, 渡邊 勝幸

監事 飯田 謙一, 鈴木 安彦

2 この法人の設立時の代表理事は、小玉一彦とする。

(設立時社員の氏名又は名称, 住所)

第60条 設立時社員の氏名又は名称, 住所は次のとおりである。

設立時社員 小 玉 一 彦

設立時社員 佐 藤 剛

設立時社員 坂 本 勝 之

設立時社員 佐 藤 敬 広

(法令の準拠)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上, 一般社団法人宮城県障害者スポーツ協会設立に際し, 設立時社員小玉一彦ほか3名の定款作成代理人である司法書士三笠知也は, 電磁的記録である本定款を作成し, 電子署名する。

令和 2 年 3 月 6 日

設立時社員 小 玉 一 彦

設立時社員 佐 藤 剛

設立時社員 坂 本 勝 之

設立時社員 佐 藤 敬 広

上記設立時社員の定款作成代理人

仙台市青葉区二日町10番12号

司法書士 三笠知也

登録番号 第111号